

12-5 労働者派遣が認められる業務

労働者派遣が認められる業務

種類	対象業務	派遣期間
1 一般業務	港湾運送、建設、警備、医療(一部除く)以外の業務で2,3,4,5のいずれにも該当しない業務	上限3年
2 専門業務派遣	指定26業務	制限なし
3 プロジェクト型業務派遣	港湾運送、建設、警備、医療、製造(生産工程)以外の業務で、事業の開始・転換・拡大・縮小・廃止のための業務であって一定の期間内で完了することが予定されているもの	制限なし
4 育・介休業の代替派遣	港湾運送、建設、警備以外の業務	制限なし
5 日数限定業務派遣	月初、土日など1か月の就業日が通常労働者の半分以下、かつ10日以下である業務	制限なし
6 製造業派遣		上限3年
7 紹介予定派遣		6か月以下

通常型労働者派遣と紹介予定派遣

現在、労働者派遣が認められている業務は、図表 12-5 に示すとおりである。

労働者派遣には、通常型労働者派遣〔登録型と常用型〕（上記図表の 1～6）と紹介予定派遣（図表 12-8 参照）がある。

通常型の場合、派遣対象業務と派遣可能期間の制限に留意しなければならない。

派遣対象業務は、平成 11 年改正によって、制限列举（ネガティブ・リスト）方式から、派遣対象業務を建設、港湾運送、警備業、製造業等以外の業務は、原則「自由」とするポジティブリスト方式に転換している（派遣法 4 条 1 項 3 号、附則 4 条、令 2 条）。

派遣可能期間については、平成 16 年改正によって、26 の専門的業務については派遣期間の制限が撤廃された。また、一般業務について、派遣期間が従来の上限 1 年から上限 3 年に延長されている。上記図表の 3～5 についても派遣期間に制限は設けられていない。